

神奈川県新しい公共の場づくりのためのモデル事業の募集に係る審査要領（案）

第1 目的

この要領は、神奈川県新しい公共の場づくりのためのモデル事業実施要領（以下「要領」という。）第7条に定めるモデル事業の選定に係る審査に関し必要な事項を定め、公正かつ適正な審査を確保するとともに、審査を円滑に進めることを目的とする。

第2 審査方法

- 審査は、書類審査及び総合審査により行う。
- 書類審査は、神奈川県新しい公共支援事業運営委員会幹事会（以下「幹事会」という。）が事前評価を行い、その結果を神奈川県新しい公共支援事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）に報告する。運営委員会は、その結果を踏まえ、プレゼンテーション審査を行う事業を決定する。
- 幹事会は、要領第6条の申請書及び添付書類を、第3に定める評価項目ごとに別表「新しい公共の場づくりのためのモデル事業評価基準」を用いて、各々5段階で点数評価し、その平均点（割切れない場合は、小数点以下第3位を四捨五入する。）を当該事業にかかる幹事会の得点とする。
- 書類審査で、評価の合計点数が25点未満又は個々の評価項目の中に一つでも1.5点以下の項目がある提案事業は、原則として総合審査を行わない。
- 5段階の意味づけは次のとおりとする。
 - 5 当てはまる・期待できる
 - 4 それなりに当てはまる・多少期待できる
 - 3 ふつう・可もなく不可もない
 - 2 あまり当てはまらない・あまり期待できない
 - 1 当てはまらない・期待できない・対象要件に該当しない・記載に不備がある
- 総合審査は、運営委員会委員が、書類審査を通過した事業の申請者が行うプレゼンテーションの内容や質疑応答内容のほか、書類審査の結果も踏まえ、総合的な視点からモデル事業として実施すべき事業を審査する。
- 「新しい公共支援事業実施要領」（平成23年2月16日府政経シ第38号内閣府事務次官通知）第5-2-(5)-⑧-イに規定されるNPO重点化枠は、審査時点では同第5-2-(5)-⑧-アに規定される一般枠と同様に審査し、別段の配慮を行わない。
- 事業を選定する際に、予算枠の関係から一般枠の事業より評価の低いNPO重点化枠の事業を採択することを妨げない。
- 「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」（平成23年2月3日付け府政経シ第31号）7-5-3-エに規定されている震災対応案件は、第3(1)ア、同(1)イ及び同(4)アの評価項目に対する評価等で配慮を行う。

第3 評価項目

評価項目については次のとおりとする。

(1) モデル事業としての適合性

ア 新しい公共の場づくりのためのモデル事業の趣旨に合致するか

・地域課題の解決に向けた取組みか。

イ NPO等と地方自治体の連携であるか、多様な担い手（マルチステークホルダー）が関与する仕組みとなっているか

・NPO等と県・市町村が協働で実施することにより、各々が単独で実施するよりも大きな効果を上げることが期待できるか。

・会議体は、多くの主体が参加するものとなっているか。

・事業の実施にあたり会議体の意見を反映できるものとなっているか。

※震災対応案件については、会議体について柔軟に対応することができることから、プラスに評価するものとする。

(2) 事業内容

ア 目的、計画が妥当であるか

・社会にとって重要性、緊急性の高いものか。

・実行可能な計画となっているか。

イ 事業に新規性・先進性はあるか

・先進的でチャレンジ性に富んでいるか。

・団体の特性や専門性が活かされているか。

ウ 費用対効果

・収支予算は、NPO等の本来事業と整合性が図られているか。

・提案された事業を実施するための経費が適切に計上されているか。あるいは、事業経費を減額することにより、提案された事業を実施するための経費が適切なものとなりうるものか。

・事業費に見合った成果を期待できるか。

(3) 事業の効果

ア 事業に継続性・発展性はあるか

・会議体は、事業終了後も継続が見込めるものであり、新たな地域課題の発見・解決に寄与できるか。

イ 事業に普及性・波及性はあるか

・理解者や協力者の拡大が見込めるか。

・事業が他の地域に波及することが期待できるか。

・マルチステークホルダー・プロセスが他の事業に波及することが期待できるか。

ウ 事業により大きな成果を期待できるか

・新しい仕組みを生み出すことなどが期待できるか。

(4) 総合評価

ア 総合的な評価

・上記の全ての項目や、申請書、添付書類、プレゼンテーションの内容を総合的に勘案し、魅力のある提案であるか。

附 則

この要領は、平成23年5月 日から適用する。

別表

新しい公共の場づくりのためのモデル事業評価基準

評価項目		書類
モデル事業としての適合性	新しい公共の場づくりのためのモデル事業の趣旨に合致するか	・地域課題の解決に向けた取組みか。 /5
	NPO等と地方自治体の連携であるか 多様な担い手（マルチステークホルダー）が関与する仕組みとなっているか	・NPO等と県・市町村が協働で実施することにより、各々が単独で実施するよりも大きな効果を上げることが期待できるか。 ・会議体は、多くの主体が参加するものとなっているか。 ・事業の実施にあたり会議体の意見を反映できるものか。 ※震災対応案件については、当項目は5点とする。 /5
事業内容	目的、計画が妥当であるか	・社会にとって重要性、緊急性の高いものか。 ・実行可能な計画となっているか。 /5
	事業に新規性・先進性はあるか	・先進的でチャレンジ性に富んでいるか。 ・団体の特性や専門性が活かされているか。 /5
	費用対効果	・収支予算は、NPO等の本来事業と整合性が図られているか。 ・提案された事業を実施するための経費が適切に計上されているか。あるいは、事業経費を減額することにより、提案された事業を実施するための経費が適切なものとなりうるものか。 ・事業費に見合った成果を期待できるか。 /5
事業の効果	事業に継続性・発展性はあるか	・会議体は、事業終了後も継続が見込めるものであり、新たな地域課題の発見・解決に寄与できるか。 /5
	事業に普及性はあるか	・理解者や協力者の拡大が見込めるか。 ・他の地域にも波及することが期待できるか。 ・マルチステークホルダー・プロセスが他の事業に波及することが期待できるか。 /5
	事業により大きな成果を期待できるか	・新しい仕組みを生み出すことなどが期待できるか。 /5
総合評価	総合的な評価	・上記の全ての項目や、申請書、添付書類、プレゼンテーションの内容を総合的に勘案し、魅力のある提案であるか。 /10
小計		/50
他の委員の点数	(委員)	/50
	(委員)	/50
	(委員)	/50
委員の合計点		/
書類審査得点 (平均点)		/50

※足切り

書類審査で25点未満の場合には、原則としてプレゼンテーション審査に進めない。
全ての項目のうち一つでも1.5点以下の点数がついた場合には、合計点如何に関わらず選定しない。